

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成21年4月22日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社マツモト

代表取締役 松本隆文

京都府亀岡市西堅町61番地の1

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マツモト新丸太町店

京都市右京区常盤東ノ町26番地の5

（2）変更事項

| 変更事項           | 変 更 前        | 変 更 後             |
|----------------|--------------|-------------------|
| 大規模小売店舗の<br>名称 | ベルタウン（仮称）太秦店 | 株式会社マツモト新丸太<br>町店 |

(3) 変更年月日

平成21年3月24日

3 届出年月日

平成21年4月14日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成21年4月22日(水)から平成21年8月24日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成21年8月24日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)